

原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と読み替えるものとする。

3| 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみて、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

4| 第一項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭は、同項の承認を受けた当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取つた日から二年以内に、同項に規定する用途以外の用途に供し、又は同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5| 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該苛性ソーダ製造用特定石炭につき、前条第三号に定める税率により計算した石油石炭税額と第一項の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する額の石油石炭税を、直ちに徴収する。

(特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の「(三)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号に掲げる石油及び壓青油並びにこれらの中の調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この表において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途

に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

一 内航海運業法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者	二 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者	三 鐵道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者	内航海運業法（関税定率法別表第二七一〇・一一号の二の三）又は第二七一〇・一九号の二の二に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の三に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）	内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用
			軽油（関税定率法別表第二七一〇・一一号の二の二に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の三に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）	内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用

四 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第一百条第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用
--	-------	----------------------------

2| 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3| 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定す

る石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者（前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

第十一款 その他の特例

（引取りに係る石油製品等の免税）

第九十条の四 省 略

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」と、

（引取りに係る石油製品等の免税）

第九十条の四 同 上

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」と、

税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等」（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「石油製品等（石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「石油製品等」と、同法第七十四条の十一第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油製品等」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれのみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第一号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

4 石油石炭税法第十八条の二並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油（以下この項及び次項において「重油等」という。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油等」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号（記帳義務）に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等（同法第四条第二項等）」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租

「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第二項中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油製品等」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれのみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第一号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4 石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油（以下この項及び次項において「重油等」という。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油等」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号（記帳義務）に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等（同法第四条第二項等）」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租

(納稅義務者)に規定する原油等」とあるのは「重油等(石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油)」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「重油等」と、同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十二条(記帳義務)」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号(定義)」に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」と読み替えるものとする。

- 5 前項の規定により国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)の規定が準用される同項の重油及び粗油を同項の用途に供する者は、同号イに規定する者とみなして、国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)及び第一百二十九条の規定を適用する。
- 6・7 省略

(引取りに係る特定石炭の免税)

第九十条の四の二 省略

- 2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。)並びに国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭(以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。)をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第四项中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

- 5 前項の規定により石油石炭税法第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の重油及び粗油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条(第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。
- 6・7 同上

(引取りに係る特定石炭の免税)

第九十条の四の二 同上

- 2 石油石炭税法第二十二条(第一号を除く。)及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十二条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭(以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。)をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第四项中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

油等」とあるのは「特定石炭（租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

4・5 省略

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三 省略

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と、同法第二十二条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4・5 同上

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三 同上

2 石油石炭税法第二十二条、第二十三条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十二条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する

若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、國税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等」(同法第四条第二項(納稅義務者)に規定する原油等)とあるのは「沖縄発電用特定石炭(租稅特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭)」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第一条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び國税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)の規定が準用される同項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販賣業者(同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条(第一号を除く。)の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条(第五号に係る部分に限る。)及び第二十五条第一項並びに國税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)及び第一百二十九条の規定を適用する。

4・5 省略

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十四年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄稅務署長の承認を受けて課稅済みの原油等から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油(以下この条において「特定揮発油等」という。)を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に(当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課稅済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税では、当該課稅済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税

原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租稅特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十二条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販賣業者(同項の規定により準用される同法第二十二条(第一号を除く。)の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条规定する部分を除く。)及び第二十六条规定する部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4・5 同上

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十四年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄稅務署長の承認を受けて原油又は関稅定率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油で石油石炭税課稅済みのもの(以下この節において「課稅済みの原油等」という。)から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油(以下この条において「特定揮発油等」という。)を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に(当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課稅済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税では、当該課稅済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税

を納付したものとみなして、当該特定揮発油等の製造者に還付する。

2-4 省略

5 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等（租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同号ハ中「原油等又は販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は石油化学製品（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれのみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

みの原油等に係る石油石炭税の納税者ではない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油等の製造者に還付する。

2-4 同上

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の購入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十三年六月三十日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第九十条の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

2 石油石炭税法第十八条の二並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条(記帳義務)に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油(以下この項及び次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)の規定が準用される同項の方

7 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十三年六月三十日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に(当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に)還付する。

2 石油石炭税法第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油(以下この項及び次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用

法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同号イに規定する者とみなして、國税に係る共通的な手続並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

4 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに國税に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三）の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油（以下この条において「重油」という。）の製造者又は販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、国税に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び國税に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに國税に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

6・7 省略

8 第一項の規定による還付金には、國税に係る共通的な手續並びに納稅者の權利

途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4 石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十二条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油（租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油」という。）の製造者又は販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 省略

2~4 省略

ない。

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 同上

2~4 同上

5 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十二条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等で当該製造場において製造したもの、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物（以下この条において「石油等の残留物」という。）をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「これらの人」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等）」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同条第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

帳簿書類」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等を除く。」を含む。」を含む。」

」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原

油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百一十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

7 第一項の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条规定第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十条の三の三第四項の規定に違反して同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 省 略
三 省 略
四 省 略
五 省 略
六 省 略
七 省 略

3 2 同 上
4 5 同 上

第九十条の七 偽りその他不正の行為により第九十条の五第一項、第九十条の六第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 同 上

（自動車重量税の免税等）

第九十条の十二 省 略

（自動車重量税の免税等）

第九十条の十二 同 上

2・3 省略

- 4 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百十九条
第一項の規定は、前二項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときは
について準用する。

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十三 省略

2 省略

- 3 第一項の規定による還付金には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利
及び義務に関する法律の規定による還付加算金は、付さない。

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 税務署長は、第四十一条の二十の二第二項第一号に規定する対象
保険年金（以下この条において「対象保険年金」という。）に係る同項第二号に
規定する保険金受取人等（以下この項及び次項において「保険金受取人等」とい
う。）に該当する者（当該保険金受取人等に該当する者が現下の厳しい経済状況
及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るために所得税法等の一部を改正する法
律（平成二十三年法律第 号）の施行の日（以下この条において「改正法施
行日」という。）前に死亡している場合にあつては、その相続人（包括受遺者を
含む。以下この条において「特定相続人」という。）以下この条において「対
象年金受給者等」という。）に対し、当該保険金受取人等である者（第三項にお
いて「対象年金受給者」という。）又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺
贈者を含む。以下この条において「特定被相続人」という。）の平成十二年分以
後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法第百六十九条の規定の適用を受
けるものを除く。以下この条において「保険年金所得」という。）のうち所得税
が課されない部分の金額について所得税を課するとしたならば当該金額につき課
されることとなる所得税に相当する給付金（以下この条において「特別還付金」
という。）を支給する。ただし、当該対象年金受給者等（特定相続人があつては
、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この項において同じ。）の当該特別
還付金の対象となる年分の所得税について次に掲げる場合に該当するときは、こ
の限りでない。

- 一 当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第二条第一項
第十号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、

2・3 同上

- 4 国税通則法第百十九条第一項の規定は、前二項の規定により計算した金額に百
円未満の端数があるときについて準用する。

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十三 同上

2 同上

- 3 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さ
ない。

(特別還付金の支給)

第九十七条の二 同上

- 一 当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第一条第一項
第十号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、

又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定（以下この条において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第五項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関する更正をすることができるとき（同法第七十条第四項の規定による場合を除く。）。

二 当該対象年金受給者等のその年分の所得税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第一号に規定する期限後申告書を提出することができる場合

2-4 省略

5 特別還付金の額は、次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 平成十五年分以後の各年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該対象年金受給者等（特定相続人にはつては、当該特定相続人に係る特

定被相続人。以下この号において同じ。）がその年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は所得税額の決定を受けている場合 (1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額に相当する金額 (1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額が(1)に規定する還付金の額である場合には、(1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額を零から差し引いた額を当該(1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額として計算するものとし、当該相当する金額が零以下である場合には零とする。)

(1) 当該確定申告書又は所得税額の決定に係る所得税額等（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第六号ニに掲げる納付すべき税額又は同号ホに掲げる還付金の額に相当する税額（以下この号において「還付金の額」という。）をいう。以下この号において同じ。）（当該所得税額等につき同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の所得税額等）

(2) 省略

二 省略

又は国税通則法第二十五条の規定による決定（以下この条において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第五項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関する更正をすることができるとき（同法第七十条第五項の規定による場合を除く。）。

二 当該対象年金受給者等のその年分の所得税につき国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する期限後申告書を提出することができる場合

2-4 同上

5 同上

イ 同上

イ 同上

(1) 当該確定申告書又は所得税額の決定に係る所得税額等（国税通則法第二条第六号ニに掲げる納付すべき税額又は同号ホに掲げる還付金の額に相当する税額（以下この号において「還付金の額」という。）をいう。以下この号において同じ。）（当該所得税額等につき同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の所得税額等）

(2) 同上

二 同上

口 同上

10 所轄稅務署長は、特別還付金の支払をし、又は充当（國稅に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第五十七条の規定による充当をいう。以下この条において同じ。）をする場合には、次の各号に掲げる特別還付金の区分に従い当該各号に定める日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合（第九十三条に規定する各年の特例基準割合（以下この項及び第二十二項において「特例基準割合」という。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を乗じて計算した金額（以下この条において「加算金」という。）をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 第五項第一号に掲げる年分に係る特別還付金 次に掲げる特別還付金の区分に応じそれ次に定める日数

イ 第五項第一号イに掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金 当該特別還付金を当該特別還付金に係る年分における國稅に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等と、第六項又は第十五項の規定による決定（同項の決定にあつては、第十二項に規定する変更決定請求書に基づくものに限る。）を同法第五十八条第一項第二号に規定する更正の請求に基づく更正とみなした場合における同項に規定する日数（当該特別還付金の計算の基礎となる第五項第一号イ(2)に掲げる金額が同号イ(1)に規定する還付金の額である場合又は当該還付金の額の基礎となる金額が所得稅法第一百二十条第一項第八号又は第一百二十三第二項第八号に掲げる金額に相当する場合には、これらの規定に規定する予納稅額の納期限の翌日から当該特別還付金の支払のための支払決定の日又は当該特別還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適すこととなつた日。以下この項において「特別還付金支払決定日」という。）までの期間の日数（当該特別還付金に係る年分の所得稅の確定申告書が当該確定申告書の同法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限後に提出された場合又は当該年の所得稅について所得稅額の決定があつた場合には、当該年分の所得稅に係る確定申告期限の翌日からその提出の日又はその所得稅額の決定があつた日までの期間の日数を除く。）

10 所轄稅務署長は、特別還付金の支払をし、又は充当（國稅通則法第五十七条の規定による充当をいう。以下この条において同じ。）をする場合には、次の各号に掲げる特別還付金の区分に従い当該各号に定める日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合（第九十三条に規定する各年の特例基準割合（以下この項及び第二十二項において「特例基準割合」という。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を乗じて計算した金額（以下この条において「加算金」という。）をその支払をし、又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 同上

イ 第五項第一号イに掲げる場合に該当する対象年金受給者等に係る特別還付金 当該特別還付金を当該特別還付金に係る年分における國稅通則法第五十六条第一項に規定する還付金等と、第六項又は第十五項の規定による決定（同項の決定にあつては、第十二項に規定する変更決定請求書に基づくものに限る。）を同法第五十八条第一項第二号に規定する更正の請求に基づく更正とみなした場合における同項に規定する日数（当該特別還付金の計算の基礎となる第五項第一号イ(2)に掲げる金額が同号イ(1)に規定する還付金の額である場合又は当該還付金の額の基礎となる金額が所得稅法第一百二十条第一項第八号又は第一百二十三第二項第八号に掲げる金額に相当する場合には、これらの規定に規定する予納稅額の納期限の翌日から当該特別還付金の支払のための支払決定の日又は当該特別還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適すこととなつた日。以下この項において「特別還付金支払決定日」という。）までの期間の日数（当該確定申告書の同法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限後に提出された場合又は当該年分の所得稅について所得稅額の決定があつた場合には、当該年分の所得稅に係る確定申告期限の翌日からその提出の日又はその所得稅額の決定があつた日までの期間の日数を除く。）

11 11 23 省略

24 第三項（第四項において準用する場合を含む。）の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項（第十三項において準用する場合を含む。）の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章（第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。）、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条第一項、第七十二条第二項及び第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第三項を除く。）、第七十四条の十四第二項、第一百五条、第一百七十七条、第一百九条並びに第二百二十条の規定に限る。）の規定及び国税徵収法（第二章（第十一條を除く。）、第三章（第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。）、第五章、第六章（第二百五十八条を除く。）、第八章及び第九章の規定に限る。）の規定を準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第一項				省略	省略	省略
第三十条第二項				省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

11 11 23 同上

24 第三項（第四項において準用する場合を含む。）の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項（第十三項において準用する場合を含む。）の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法（第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章（第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。）、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項、第七十二条第二項及び第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第三項を除く。）、第七十四条の二第二項、第一百五条、第一百七十七条、第一百九条並びに第二百二十条の規定に限る。）の規定及び国税徵収法（第二章（第十一條を除く。）、第三章（第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。）、第五章、第六章（第二百五十八条を除く。）、第八章及び第九章の規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			同上		同上	
同上						
同上						
同上						

第三十条第三項															
第三十七条第一項															
第三十七条第二項															
第四十三条第二項	第四十三条第二項	第四十三條第一項	第四十三條第一項	第四十一条及び第 四十二条	第四十条	第三十八条第二項	第三十八條第一項	第三十八条第一項	第三十七条第三項	第三十七条第二項	第三十七条第一項	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上															
同上															
同上															

				第五十七条第一項	第五十六条第二項	第五十六条第一項	第四十六条第二項		第四十六条第一項	第四十三条第五項	第四十三条第二項	第二号	第一号
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

				同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上
同上													
同上													

第一号	第七十三条第一項	第七十三条第二項	第六十二条第一項	第六十二条第二項	第六十二条第三項	第五十八条第二項 第一号及び第二号	第五十七条第二項	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上												
同上												
同上												